ISSN 2759-0542

京都外国語大学
ラテンアメリカ研究センター
紀要 2025

‹論文›

テワンテペック地峡部におけるメシーカの進出と領域編成
…… 小林致広 1

ブラジル北東部文学と抵抗する女性像
— グラシリアノ・ハーモス著『サンベルナルド』から —
…… 岐部雅之 23

‹研究ノート›

戦前日本におけるモンロー主義をめぐる米州関係に関する文献の紹介
— モンロー主義から米州主義へ —
…… 辻豊治 43

中米地域におけるコミュニティ・ミュージアムと博物館政策に関する研究
— ニカラグアとコスタリカの比較を通じて —
…… 杉岡明日香 59

‹調査研究報告›

Daños al Patrimonio Arqueológico y su Tratamiento Sancionador:
análisis del DS N°005-2019-MC
…… 大谷博則、ホセアントニオ・オノフレ・マイタ 77

‹書評›

A・G・ホプキンズ著(管英輝・森丈夫・中嶋啓雄・上英明 訳)
『アメリカ帝国—グローバル・ヒストリー』
…… 牛島万 101

Vol. 25

〈研究ノート〉

戦前日本におけるモンロー主義をめぐる米州関係に関する文献の紹介

―― モンロー主義から米州主義へ ――

辻　　豊　治*

キーワード

戦前日本、米州関係文献、モンロー主義、米州主義、米州国際法

Resumen

Este estudio investiga la localización y presenta los contenidos de publicaciones de estudios latinoamericanos en el Japón de antes de la guerra mundial.

Las relaciones entre Latinoamérica y los Estados Unidos, es decir, las relaciones interamericanas, comenzaron con la independencia de los países latinoamericanos a principios del siglo XIX. En 1823, ante la amenaza de intervención armada de la Santa Alianza y de una reconquista por parte de España, los Estados Unidos proclamaron la Doctrina Monroe, formulada por el entonces presidente Monroe, con el objetivo de eliminar los peligros a los que se enfrentaban los estados americanos. A partir de entonces, la Doctrina Monroe se ha mantenido como el principio político que rige las relaciones interamericanas y ha sido ampliada y reinterpretada repetidamente, desde el aislacionismo inicial a la política caribeña (Mar del Caribe), a la política del Gran Garrote, a la diplomacia del dólar, etc. Al comienzo de la década de 1930, se intentaron establecer relaciones interamericanas cordiales bajo el nombre de Política de Buena Vecindad y Panamericanismo a través de las Conferencias Panamericanas y de conferencias de ministros de relaciones exteriores de los estados americanos. Esta solidaridad panamericana también constituyó una preparación para participar en la guerra contra las Potencias del Eje. En este artículo se presenta historiográficamente la literatura sobre las relaciones interamericanas publicada en el Japón anterior a la guerra.

はじめに

本研究の目的は、戦前日本におけるラテンアメリカ調査、研究について、文献の所在を調査し、その内容を紹介することにより、戦前日本でラテンアメリカがどのように認識されていたかを明らかにすることにある。本稿では戦前日本において出版された米州関係文献[1)]を出版年順に紹介していきたい。

＊　京都外国語大学名誉教授

ラテンアメリカ・米国間関係、すなわち米州関係は19世紀初頭のラテンアメリカ（ラ米）[2]諸国の独立に始まる。スペインによる再征服や神聖同盟による武力干渉の脅威を前に、米国は米州の危機を除去するため、1823年、時の米大統領モンローによって発せられたのがモンロー主義宣言である。以後、モンロー主義は当初の孤立主義から拡張主義に転じながら米州関係を律する政治原則として持続してきた。1930年年代に入ると米州会議、米州外相会議をつうじて協調的な米州関係が模索された。こうした米州連帯主義は対枢軸国参戦の態勢づくりでもあった。以下では、まず関連年表を提示した後、各文献を取り上げていく。

関連年表

1815　ウィーン会議により神聖同盟結成
1822　米、メキシコ、グラン・コロンビア、チリ、アルゼンチンなどスペイン植民地の独立承認
1823　モンロー主義声明
1826　ボリバル主導による米州会議（パナマ市　参加4ヵ国）開催
1830　テキサス、メキシコから独立
1846　米墨戦争勃発
1848　グァダルーペ・イダルゴ条約によりテキサスの米編入、ニューメキシコ、カリフォルニア等が米に併合
1850　中米運河建設に関する米英間中立条約、クレイトン・ブルワー条約
1861　仏・英・西によるメキシコ干渉
1863　仏、メキシコにマクシミリアンを皇帝に擁立
1865　南北戦争終結
1889　第1回米州会議（ワシントン 参加16ヵ国）開催
［全米共和国商務局設立］
1895　キューバ第二次独立戦争
英領ギアナ・ベネズエラ間で国境紛争発生
1898　米西戦争勃発、米によるプエルトリコ、ハワイ併合
1900　ヘイ・バウンズフォート条約によりクレイトン・ブルワー条約廃棄
1901　米、キューバを保護国化
第2回米州会議（メキシコ市 参加19ヵ国）開催
［全米共和国商務局の再編、仲裁裁判条約］
1902　ベネズエラの債務不履行に対し、英・独・伊が武力行使
1903　米の後援によりパナマ独立
1905　米、ドミニカ共和国を保護国化
1906　第3回米州会議（リオデジャネイロ 参加19ヵ国）開催
［米のカリビアン政策非難、債務回収のための兵力使用制限（ドラゴ条項）］
1907　ハイチを保護国化
1910　第4回米州会議（ブエノスアイレス 参加20ヵ国）開催

［米州事務局の再編、ブラジルによるモンロー主義の国際法化の提案］
1913　米、ニカラグア運河の開鑿権およびフォンセカ湾海軍基地設置権を得る
1914　米軍、ベラクルス占領、ウエルタ政権崩壊［メキシコへの内政干渉］
第 1 次世界大戦勃発
パナマ運河開通
1916　米、ドミニカ共和国に派兵、1924 年まで占領
1919　国際連盟結成
1923　第 5 回米州会議（サンティアゴ 参加 18 ヵ国）開催
［米州不戦条約、米州国際法典の編集、ボリバル像をパナマ市に］
1926　米、ニカラグアに武力干渉、1933 年まで駐留
1928　第 6 回米州会議（ハバナ 参加 21 ヵ国）開催
［米州連合協約、海上中立協約］
1933　米、善隣外交政策採用
［モンロー主義の米州国際法化へ（非干渉原則と共同防衛原則の有機的関連を図る）］
第 7 回米州会議（モンテビデオ 参加 20 ヵ国）開催
［国家の権利義務協約（非干渉原則）］
1936　特別米州平和会議（ブエノスアイレス 参加 21 ヵ国）開催
［平和維持条約→米州連帯性の原則確認、非干渉主義、米州国際法の編纂
→米とラ米諸国との不平等条約解消］
1937　日中戦争の始まりとなる盧溝橋事件発生
1938　第 8 回米州会議（リマ 参加 21 ヵ国）開催
［共同防衛原則の具体化、武力による領土獲得不承認決議、米州司法裁判所設置、米州連合設置による経済協力］
（米、枢軸国の第五列部隊の取締り要求、内政干渉として反対される
→単独干渉から共同干渉へ）
1939　第 2 次世界大戦勃発
第 1 回米州外相会議（パナマ市 参加 12 ヵ国）開催
［中立維持の決議、米州連帯の共同宣言、安全水域に関するパナマ宣言］
1940　第 2 回米州外相会議（ハバナ 参加 21 ヵ国）開催
［米州中立決議、民主主義の維持、米州諸国相互援助及び共同防衛宣言、米州内欧州植民地の一時的管理協約］
1941　日米開戦
1942　第 3 回米州外相会議（リオデジャネイロ 参加 21 ヵ国）開催
［対枢軸外交関係断絶、日本の侵略糾弾、米州銀行協定、米州諸国間紛争の排除、米州共同防衛の企図］
1943　ラ米対日宣戦布告 11 ヵ国、対日断交宣言 8 ヵ国、中立 1 ヵ国（アルゼンチン）
1945　亜・智・伯、日に宣戦布告
伊・独・日、降伏

出典：海本徹雄『新汎米主義と米洲國際法』日本外政協會、1943 年、pp.547-587.
他から作成

＊　本稿ではラテンアメリカの国名について以下のように略記する。
メキシコ（墨）、キューバ（玖）、ペルー（秘）、チリ（智）、アルゼンチン（亜）、
ブラジル（伯）、ボリビア（暮）、コロンビア（哥）

(1) 野々村戒三『南北アメリカ史』1903（明治 36）年

著者は早稲田大學で米州史を講じる歴史学者である。本書は早稲田大學史學科の講義録で、本格的な米州史である。地理的発見、コロンブス、米州植民地期、独立以降の米州史から 19 世紀末の米西戦争までが扱われ、「イスパニア殖民地の獨立」に続いて「マンロオ主義」に 1 章が充てられている。

1815 年に結成された露・墺・プロシアによる神聖同盟はラ米の独立に対し、スペインの植民地回復もしくは相互での分割を図る「自由主義鎮壓同盟」（p.307）として現れた。この動きに対し、ラ米の独立が脅かされ、欧州列強に分割されることへの米国民の怒りがモンロー主義である（p.312）。米国は欧州の紛争に関与せず、欧州も米州の事件に容喙すべからず、という主張であった。米州は欧州の圧制主義の地から「離隔」（p.314）すべき自由主義の地である。ラ米に経済的利害をもつ英国もこれに同調して米国に接近したが、モンロー等は君主制の英国を信用せず、欧州の列強として旧世界の利益を米州に持ち込むとした。モンロー主義は未だ弱小国としての米国の単なる自負心の発現に過ぎず、欧州諸国もこれを「國際法とは考えざりしなり」（p.321）。モンロー主義のもう一つの対象は露によるアラスカから新領土を求める排外商業主義への警告であった。

(2) 石河駒之助『パナマ運河と日米戰爭』1913（大正 2）年

実業家の目から見た当時の世界を概観している。日本の食糧問題を米国によるパナマ運河計画と関連づけて分析している。

欧州列強は互いに身動きがとれず、唯一東亜の天地を揺るがすのは、米国のみである。同国は仏がパナマ運河計画を放棄したのち、運河利権を継承した。スエズ運河は中立であるが、パナマ運河は米国所有であるところから、開通すれば太平洋の波はいつまでも太平ではなくなる。運河経営は採算が取れないが、東西の艦隊が結合すれば、ハワイ、フィリピンの防衛のための役割は大きい。年々増大する米国の富は、モンロー主義を一転して帝国主義とし、太平洋に向かうのは必然である。その米国が日本に対して移民制限をしているのは、見逃すことができない。日本は現在、年々増加する 6、70 万人の人口を如何に養っていくかが課題である。日本にとり商工業の発展による輸出増だけで食糧調達することは到底不可能である。人口増加分の 50 万人を米国に移民できれば、彼らの送金は生糸を除く全輸出額に匹敵し、さらに日本人移民による母国からの雑貨の輸入は合わせて大幅な外貨獲得となる。この意味で「移民は日本の生命である」（p.20）。アジア南方、北米、豪州は排日熱が蔓延しており、日本にとり「南米に於いて一道の光明」（p.48）が見いだせる。南米移民事業が成功すれば、人口増加の憂いは取り除かれる。パナマ運河が開通すれば、ブラジルへの定期航路が可能となるが、米国が運河に砲台を築き、運河の開閉権を濫用することにより、南米の生殺権を握ろうとする。パナマ運河の開通により米国の海軍力が現在の

2倍となることを思えば、日本は海軍力の増強に努めなければならない。

(3) 陸軍省調査班編『米國カリビアン政策と滿蒙問題』1931（昭和6）年

本書は15頁の冊子である。1931年の満州事変に対する米国の対応は柔軟両様である。日本と満蒙、米国とカリブ海地域とは同様の利害関係で結ばれており、米国がわが国の「滿蒙權益のため自衛權を發動せしめた事件（満州事変）」(p.14) に米国がとやかく言うのは自己矛盾である、として米国のカリブ海域（カリビアン）政策を批判している。カリビアン政策とは「中米及カリビアンに散在する諸國の上に自國の覇權を確立し以って巴奈馬運河の防備を完成し、兼ねて該地方の經濟的利權を制するを目的とする」(p.2)。米国はパナマ運河の国防的経済的重要性を認識し、パナマ独立に乗じて運河地帯の永久支配権を得た。またサントドミンゴ（ドミニカ共和国)、ハイチ、ニカラグア、キューバ、メキシコに対して内政・武力干渉、税関管理、海兵隊の派遣による軍事占領、軍事基地の租借などをつうじて保護国、準保護国化してきた。米国はパナマ運河の補助としてニカラグアに運河の開鑿を希望し、1916年に運河建設の権利とフォンセカ湾の99年租借権を得た。ニカラグアについては章を改めて米国支配の歴史と抵抗運動に言及し、その指導者であるサンディノ（Augusto Sandino）の名を日本で初めて紹介した。

(4) 柳澤健『中米及び墨西哥』1933（昭和8）年

著者は逓信省から大阪朝日新聞を経て、外務省に入省した。1929～32年メキシコに滞在し、後半の2年間は代理公使として勤務した。本書は欧米文献、現地の新聞、雑誌を広く渉猟して、現地情報を伝えている。

米国にとってのカリブ海地域、日本にとっての満蒙・「支那」はそれぞれの政治的経済的軍事的生命線であり、この意味で米国の政策は貴重な教訓を提供している。モンロー主義は「欧洲帝國主義を封じ込めてその代わりに米國の帝國主義を自由に活躍させる爲めの宣言（であり）・・・援助を求める姉妹共和國を援ける」(p.61) 政策である。カリビアン政策はモンロー主義に由来している。パナマ運河をめぐる米国の対応についてコロンビア外相は「米國の强力は・・・人類に關係ある一切の事件に發言せんとするに止まらず、更にそれ以上干渉せんとするの『義務』とするまで化するに到った」(p.163) と評した。米国人によるテキサス独立運動に対しメキシコ政府は政府軍を派遣したが、米国政府は「野蠻なるインディアンの侵入に對する防禦」(p.171) という名目で義勇兵を派遣した。その後、米国がテキサスを併合すると駐米メキシコ公使は「これ世界近世史上最も非道なる侵略行爲である」(p.172) と悲憤絶叫した。メキシコでの対日感情は良好であるが、これは反米意識の裏返しである。しかし日支事変に関する限り、米国側に立って日本を非難しているのは米国のラ米工作にとっての僥倖である。

(5) 寺西呉郎『中南米を探る』1939（昭和14）年

著者は同盟通信社ニューヨーク支局員である。米国からのラ米像を伝えている。

ラ米は19世紀には英帝国主義の下で、20世紀に入ると米国銀行とラ米独裁政権の提携により近代的植民地となった。1929年の恐慌を契機に米帝国主義を排除する経済的自立運動が独裁政権の下で開始された。独の資本、伊の移民、日の商品がラ米に浸透した。全体主義の影響を危惧した米国は米州主義を盾に米州連帯をめざした。米国が唱える米州主義は、モンロー主義に由来す

る。モンロー主義は欧州に対して米州を防護するというものであったが、次第に「變形・・・歪曲され終始一貫合衆國の利益のために利用」（p.55）された。米国は南北戦争以降ラ米との関係を重視するようになり、1889 年の第 1 回米州会議を皮切りに半世紀にわたる「米洲國際會議時代」（p.55）を牽引した。そして 1938 年の第 8 回リマ米州会議において米州連帯主義を確立させた。全体主義も共産主義もラ米では「一種の幻想」（p.113）である。それでは西半球を統合した新しい文化の創造が可能であろうか。だが、米州間の社会的発展の差異が共栄圏として繋がる社会経済条件を欠いており、それも幻想である。欧州戦争だけが米州関係にとっての最大の試練となり、同時にラ米転換による独自の道を歩ませる可能性をもたらす。

（6）松本正雄『モンロー主義概説』1941（昭和 16）年

米国対ラ米外交の指針となるのが、モンロー主義である。これは非植民主義と非干渉主義に大別される。前者は露を対象にしたもので、同国の南下政策に対し「米大陸は爾今歐洲强國に依って将來の植民地と見做さるべきでは無い」（p.4）とし、後者は神聖同盟に対するもので、米州への干渉を拒絶する。当初のモンロー主義は米国の安全を図る消極的なものであったが、後に米国の国力巨大となるに及んで干渉主義、支配主義となり、「米洲に於ける事件に關する限り米國の意志は 卽ち法律なり」（p.10）と言わしめた。その実例としてメキシコでの領土強奪、米国の「差金（差し金）」（p.14）によるパナマ独立から運河支配までの干渉政策、ニカラグアの保護国化、カリブ海地域での内政干渉、軍事占領などを列挙している。こうしてモンロー主義は当初の消極的性格を脱して欧亜列強の干渉を排除する一方、米国自身のラ米に対する干渉を積極的に基礎づけることとなった。第 2 次大戦は米国のラ米支配に絶好の機会を与えた。ラ米は欧州市場を失い、米国市場への依存を強めた。しかしラ米の主要産品は米国産品と競合するものが多く、米国が買い続けられるか否かで（米州）共栄圏の可否が決まる。

（7）齋藤清太郎『モンロー主義の史的考察』1941（昭和 16）年

モンロー主義は 1823 年に発せられた。その内容は、欧州による非植民地主義、欧州への非干渉主義および欧州からの干渉排斥主義である。英はモンロー主義を認めたわけではなかったが、他の欧州列強が米州に勢力を伸張することを欲せず、米英の利害が一致した。しかし米国にとり英は「地球上･･･最も有害」（p.33）な存在であるとして、モンロー主義は米国単独の宣言となった。1880 年代以降、欧州列強の世界政策は米州に向かう余裕はなく、アフリカ、アジアに傾注した。チリのアルバレス（Alejandro Álvarez）[3] はこの時期の米国による領土拡張を「覇権主義政策」としてその特徴を指摘している。米州における米国の優位の確保、ラ米諸国の外政への干渉、ラ米諸国の内政への干渉、である。米州主義は米州諸国の連盟を目的とするもので、元々はラ米で生まれた。1826 年パナマ会議がその起源である。その後、メキシコを中心に米州会議が呼びかけられたが、「歐洲よりも寧ろ米國の侵迫に對抗することが其の目的であった」（p.135）。しかし米州連盟が機能しなかったのは、地理的遠隔性、国内体制の脆弱さ、内乱、国境紛争などが障害となった。一方、米国からの米州主義は政治的協約を結ぶことなく、行動の自由を保留しながら経済的関係を密にして米国の勢力を伸張させようとするものだった。米国の米州主義も「所謂覇權主義の一面であった」（p.140）。米国はモンロー主義の範囲を越えて、政治的経済的勢力を世界に伸張させている。

(8) 平野常治、八百嘉忠『中南米研究』1942（昭和 17）年

本書は一般事情（自然、産業）、日本を含む列強との関係（経済、移民）、第 2 次大戦による経済的影響、主要国の最新の経済事情から構成されている。本稿ではラ米・米国関係に焦点を当てて紹介していきたい。

欧州列強は、ラ米の資源と市場をめぐって角逐を続けてきた。政治的経済的には過去から現在にかけて英・独・米、人種的には西、文化的には仏と密接な関係がある。日本にとって大東亜共栄圏確立後には、最大の圏間貿易の相手地域になるだろう。今後、ラ米の実相と動向を正確に認識し、洞察することが急務である。ラ米は政治的には未完成の独立国であるが、経済的には豊かな原料国であるとともに大きな商品市場である。モンロー主義はラ米が米国の生命線であることを欧州に認識させた。1888 ～ 1929 年の 40 年間は米帝国主義の時代である。とくにカリブ海地域に対し米州の安全と経済財政上の利益を守るためとの口実で、キューバに対するプラット修正、ニカラグアの保護国化、ウィルソンの「憲法主義」による内政干渉、パナマ、ハイチへの武力干渉等が実行された。1929 年の経済恐慌を契機にフーヴァー政権下でニカラグア、ハイチからの撤兵、「憲法主義」の廃止が実行され、ローズヴェルト政権下で米軍の全面撤退、債務管理人の廃止、平和機構の強化、米州統合を内容とする善隣政策が実施された。

米州としての政治的協同を促進するためには、経済的協同を図る必要がある。1937 年ラ米輸出総額の割合は、対欧（英･ソを除く）33.0 パーセント、対英 19.8 パーセント、対米 20.9 パーセント、対日 16.9 パーセントとなっている。この動向に対し米国は、ラ米からの輸入を増加する必要があるが、とくに南米南部諸国の商品との競合関係が経済的繋がりを阻害している。しかし第 2 次大戦が始まると欧州市場が閉鎖され、1939 年には対米輸出が 61 パーセントを占めるに至った（p.144）。ローズヴェルトは、1940 年の第 2 回米州外相会議では米州カルテルを構想し、米州輸出入銀行に 1 億 1 千万ドルの供託、米州輸出会社の設立による過剰輸出品の一括買取りと再輸出を行った。1942 年には米亜通商協定が結ばれ、「中南米最後の牙城であったアルゼンチン」（p.285）は米国の画策によって軟化した。米国の政治､経済工作が功を奏すかどうかは戦争の帰趨にかかっている。

(9) 大野勝巳『アメリカの對南米政策』1942（昭和 17）年

著者は外務省亞米利加局で対米政策に携わってきた。本書は日米開戦直後に執筆された。米国の戦争政策とリオ米州外相会議の関連性を分析している。

当時の米国対ラ米政策の基本は、米州連帯、枢軸国の排除、ラ米工業化に対する借款供与、資源確保、航空路独占、パナマ運河防衛のための軍事基地の拡大、全体主義思想の阻止からなっていた。米国は対日工作のためラ米を動員しょうとしたが、カリブ海諸国を除いて応じる国は少数であった。そこで急遽、外相会議を招集した。1942 年の米州外相会議で米州連帯主義、共同防衛原則を根拠にして対枢軸国共同断交決議、共同宣戦布告決議をまとめようとしたが、亜・智両国の反対により勧告案に格下げとなった。亜・智両国は米国を「非交戦国」[4] と見做して米国への義理を果たす対応を採った。米国は対日戦況の悪化のなかで、ラ米軍事政権の全体主義への親近感やラ米過剰産品の買取能力の欠如など、ラ米への政治的経済的軍事的工作は必ずしも容易ではない。

（10）松下正壽『米洲廣域國際法の基礎理念』[5] 1942（昭和 17）年

著者は国際政治学者で戦後、立教大学総長、参議院議員を務めた。

国際法は欧州で誕生したが、そこには欧州的性格が内在している。旧秩序が動揺するとその地域の道義観念にもとづく秩序法が提唱される。従来の国際法の延長としての共通性をもちながら、欧州とは精神的物質的地盤を異にするのが、各地域における「廣域國際法」である。モンロー主義を米州国際法とすべき根拠は、一貫した国策、条約においてモンロー主義を留保条項としていること、国際連盟規約 21 条[6]におけるモンロー主義への言及である。しかし米国自身は国際法原則としてではなく、あくまで国際政治原則としてモンロー主義を位置づけ、その定義、解釈、適用の「絶對的自由を留保」（p.17）して国際法体系への編入を否認していた。1933 年の善隣政策は重大な変更をもたらした。善隣政策の名の下にモンロー主義を米州主義に織り込むことによって国際法化を図った。モンロー主義は不平等性にもとづく政治的原則であったが、1933 年以降米州会議において国家の平等性が議題となった。この国家平等原則は大国の専横を防止する社会的機能をもつものであるが、米州国際法における平等主義は「名を平等に借り、實は小國の犠牲に於いて大國がその利己的利益を圖るもの」（p.42）であった。モンロー主義は非米州国の米州に対する干渉を排除するとともに、米国の米州諸国への干渉を正当化するものであった。1933 年の米州会議で米国は非干渉主義を主張した。そして 1936 年の特別米州平和会議でいかなる理由があっても干渉は許されないと宣言された。非干渉主義は米州における実定法と考えられることになった。しかし非干渉の定義をめぐって米国は武力干渉に限定して、調停や裁判などは適用外とした。さらに関心、協力、援助の名の下に共同干渉権として正当化し、米州内平和維持原則、米州連帯主義、米州外からの脅威に対する共同防衛原則などが後続の米州会議および米州外相会議を経て決議され、対枢軸国断交、日本糾弾宣言とラ米を巻き込む戦争態勢を築いていった。

（11）天野芳太郎『パナマを中心とせる中南米事情』1943（昭和 18）年

著者はパナマ、コスタリカ、チリで事業を展開していたが、日米開戦によりパナマ日本人社会の指導者として拘留、米国に移送された。1942 年第一次交換船で日本に帰国した。帰国後、東京、大阪、札幌、朝鮮など 28 の經濟倶樂部で講演した。本書はその講演録である。

もしパナマ運河が破壊されると、米国の大西・太平の両洋策戦は非常な困難に遭遇し、米国東海岸から西海岸に至る海上距離は日本から加州に至る距離の 2 倍となる。さらに軍事上、運河は中南米 20 ヵ国の真只中に打ち込まれた楔であり、外交的にはラ米制覇の拠点である。パナマ運河の防衛にとりパナマの協力は最重要であるが、1940 年パナマ大統領に選出されたアリアス（Arnulfo Arias）は国内における米軍基地の設置を拒否した。民主主義擁護、モンロー主義の再確認、米州連帯性、米州共同防衛を標榜するローズヴェルトは善隣政策の手前、武力介入できず面目丸つぶれであった。しかしアリアスの外遊中、米国の画策で革命政府が樹立され、パナマ国内に高射砲陣地が設置された。チリは結局、枢軸側との断交に踏み切ったが、最後まで中立を維持できたのは、独との関係の他、運河が遠距離であることによる。アルゼンチンは誇り高く経済的にも米国から自立しており、米州最後の砦となっている。中南米 20 ヵ国はパナマ運河を中心に転回しており、ここが米国の心臓であり、急所である。

（12）野田良治『ラテン・アメリカの全貌』1943（昭和 18）年

本書は戦前のラ米研究の第一人者である野田良治の業績の集大成である。内容は地理、政治、経済、文化と多岐にわたるが、本稿ではモンロー主義をはじめ米国・ラ米関係の記述、および本書執筆時に起こった対日戦争をめぐる米国・ラ米間の交渉について紹介する。

モンロー主義は米国の独立と安全を防護するために、欧州による今後の新たな領土獲得を米州において許さず、生まれたばかりのラ米独立国に対する再植民地化を阻止する後見的役割を果たした。しかし自らは侵略的行為を行ってきた。一方、米州は対等であるという米州主義が提唱された。この考えはボリバルが唱えたものであるが、米州主義（パンアメリカニズム）という用語は、1889 年米国提唱の第 1 回米州会議に由来する。以後、米州会議は 1938 年まで 8 回を数えた。会議では米州の平和、国際法問題、経済問題が審議されたが、政治問題には触れないのが建前であった。さらに第 8 回米州会議で政治討議の場として米州外相会議が創設された。1941 年の日米開戦に対して翌年の第 3 回米州外相会議で対枢軸国との断交が勧告され、1943 年の時点で対日宣戦布告 11 ヵ国、対日断交宣言 8 ヵ国、中立 1 ヵ国（アルゼンチン）であった。やむなく米国に加担していても、状勢次第で米国に背を向け枢軸側につく可能性がある。ラ米は未だ弱小であるが、広域経済圏として自立する素質がある。日本は大東亜の盟主としてラ米を米国から切り離し、一つの共栄圏として支援すべきである。このために日本とラ米関係を橋渡しする現地在留邦人 22 万 9 千人の存在は重要である。

（13）織田和勝『米國の抗戦力とラテンアメリカの資源』1943（昭和 18）年

著者は外務省通商局の職員で、本書は『ラテンアメリカ研究』[7] 誌の連載記事を出版したものである。ラ米の米国傘下への統合、参戦は戦局に然したる影響はないとする意見があるが、米国の戦力にとりラ米の資源がいかに重要であるかを検証する、としている。

今日の米国の繁栄は豊かな国土と資源に恵まれた結果であるが、国内で産出できない資源も多い。さらに今次の戦争では緒戦の劣勢により資材が失われ、その補給と資源確保は重要性を増している。しかしその供給先であるアジア、オセアニアは日本によって制海空権を奪われ、米州内での自給を俟つのみである。なかでも墨・玖・秘・智・亜・伯・暮・哥各国の農畜産品、鉱産資源が不可欠となる。ラ米の主要産出物のアンチモン、ニッケル、錫、ゴム、キニーネ、砂糖、皮革等が枢軸側に流出しないようラ米に圧力をかけている。1942 年に至り、亜・智を除くラ米 18 ヵ国が枢軸国に対する断交、宣戦布告を宣言している。後編では食糧品、鉱物資源、希少金属、動植物原料についてのラ米における生産、賦存状況を詳細に紹介している。

（14）海本徹雄『新汎米主義と米洲國際法』1943（昭和 18）年

著者は外務省外郭団体ラテンアメリカ中央會理事の肩書をもつ。サンパウロ領事舘副領事を務めた。米州関係、米州国際法研究の第一人者である。本書は、第一編「米國外交政策の史的發展と善隣政策の本質」、第二編「米洲國際法の發達」、第三編「米洲國際法の基本的観念」、第四編「米洲國際機關」、「附録（汎米會議最終議定書）」および索引から構成されている。

当初、モンロー主義は自衛的孤立主義として提起された。1821 年露がベーリング海峡からバンクーバー島北端までの太平洋岸を自国領土だと主張した。1822 年に神聖同盟がラ米における代議制の出現の阻止を打ち出した。英はこれに反対してラ米の独立承認に動いた。米国は英との連携

を拒否して、1823 年モンロー主義を宣言した。その骨子は、① 非植民原則 ② 孤立・隔離原則 ③ 非干渉原則である。① は南米への仏の野心や北太平洋岸への露の南進に対応するものであった。② における欧州への非干渉および既存の欧州植民地の現状維持は、欧州からの非干渉に対する代償的要素であった。③ の欧州による米州への干渉排除がモンロー主義の核心であった。これらは米国の一方的な声明であり、国際法上の権利ではない。時代を経ると孤立原則は有名無実化し、非植民原則と非干渉原則が拡大解釈されることになった。非植民は欧州企業への特権供与も認めず、非干渉は米州への一切の協力や調停をも排除する一方、米国による米州問題への干渉原則にすり替わった。

カリブ海地域への拡張政策はカリビアン政策として知られている。カリブ海一帯の制覇主義で、保護権の設定、武力干渉、財政管理権等の帝国主義的強行であった。たとえば債権回収による欧州の内政干渉に対しては米国が財政管理を代行するなどして、欧州の干渉を排除する名目で米国自ら干渉した。すべて条約をつうじて行われ、国際法上の非難は免れていた。この帝国主義的変貌はローズヴェルトの棍棒主義、タフトのドル外交、ウィルソンのメキシコ干渉に示された。1936 年、善隣政策の結果として条約による不平等は解消されたが、米国の利権はすでに実現していた。

米国は南米独立当初、南米問題・南米市場への関心も余裕もなかった。米国の国力増強とともに販売市場、投資先の必要から南米への接近が始まった。1889 年米国主導による米州会議が開催された。米州の結束と 21 共和国の互恵的協調をめざして汎米主義[8)]が唱えられた。汎米主義はボリバルを思想的源流とするが、米国の経済的優越権を確立するものとして再定義された。この意味で汎米主義はモンロー主義に由来する。南米諸国からモンロー主義の米州国際法化の動きがあったが、米国はあくまで自国政策として解釈、適用の自由は手放さなかった。1929 年以降、ラ米において国家主義が台頭、日・独・伊の進出が顕著となった。米国は協調主義に転じ、むしろモンロー主義の汎米主義化を図った。善隣政策にもとづく「新汎米主義」化である。「善隣主義の美名に隠れて、より廣汎な干渉權の獲得であり、より完全な中南米制覇政策の強化である」(p.50)。新汎米主義はモンロー主義の米州国際法化でもあった。数次の米州会議の協議をつうじて条約、宣言、決議がなされ、また専門委員会における法典化が審議された。その基本概念は国家の平等権、非干渉主義、大陸連帯性原則、紛争の平和的解決である。非干渉原則は第 7 回米州会議において共同防衛原則と関連づけられ、米国の単独干渉から米州全体の共同干渉として、ラ米での重要事件は国内外を問わずすべて「全大陸の共同の關心事」(p.166) として米国の介入を正当化した。非植民原則は折からの欧州での独による仏・蘭への占領が両国のラ米植民地にも及ぶことを危惧し、1940 年の第 2 回米州外相会議で共同干渉権とともに米州内欧州植民地の一時的管理協約を採択した。これは非譲渡主義の国際法化を図るものであった。同じ会議で欧州大戦に対し中立決議がなされ、米国も 1941 年武器貸与法により中立を維持しながらも英・ラ米・ソ・蒋介石政権に武器供与を行った。日米開戦に伴い米国は枢軸国に対して参戦した。1942 年の米州外相会議で共同宣戦布告決議案が提案されたが、亜・智の反対で勧告案に格下げされた。会議での亜・智の態度を米国が非難すると、両国は米国を「非交戦国」と認めた。これは「交戰國の一方である日獨伊に對しては飽く迄中立國としての權利を主張するも、其の相手國たる米國に對しては、之を非交戰國と認め」(p.378)、「米國の軍艦、飛行機、・・・軍需資材その他の供給は・・・一切平時 狀態同様の取扱を爲す」(p.379) ことができるという亜・智のぎりぎりの妥協であった。

（15）J. F. リッピィ『中南米發達全史』1944（昭和 19）年

著者は歴史学を専門とするデューク大学教授である。訳者によると、ラ米は国際経済において重要な役割を果たしているが、日本ではこの地域の文献は、現状分析以外はほとんどないとし、「中南米諸國の複雑なる事情を正解するには、まづ何よりもその歴史に通じる必要あり」（p.6）、また包括的良心的で学界での高評価が本書出版の理由である。また、大部な原著の価値を損なわない程度に圧縮したとしている。本書は第一篇「植民時代」、第二篇「國民時代」、第三篇「國際關係」からなり、本稿では第三篇の米国との関係を中心に紹介する。

ラ米は欧米の争覇の舞台である。19 世紀初頭におけるラ米独立の動きに対し、米国は欧州によるメキシコ湾とカリブ海への干渉を警戒した。仏はメキシコ、ペルーにブルボン王朝の樹立を画策したが、英は植民地独立承認の意向を示し、領土的野心がないことを表明していた。この点で米・英の利害は一致していたが、両国は共同行動を採らなかった。モンロー主義は英を含めた欧州による植民地化と政治的干渉を拒否する一方、英はラ米が米国に乗っ取られるのを警戒し、相互に猜疑心と競争心が生まれていた。1823 年以後 35 年間ラ米をめぐる競争が激化した。1826 年のパナマ米州会議がボリバルの発意で企図された。ラ米の平和と安全保障を確保することを目的とし、米・英両国を招待した。米国への招待はボリバルの意思に反するものであり、メキシコ大統領はその送付を後悔したようである。一方、英は米州連盟の擁護者と想定されていた。中米地峡の運河建設については、米国企業がニカラグアから運河用地の租借権を取得し、英のニカラグアからの撤退を求めていたのに対し、英は米国の中米進出を阻止する思惑があった。この両者が歩み寄り、1850 年米・英間でクレイトン・ブルワー条約が結ばれた。領土獲得をせず、運河ルートを共同管理することが合意された。その後、1901 年米・英間で新たにヘイ・ポンスフォト条約が結ばれ、英はすべての商船が同一条件、自由で公平に通航できるという条件で運河建設とその管理を米国に認めた。

ラ米はモンロー主義が彼らの領土保全と政治的独立に有効であるとは考えなかった。その理由は、① 米国（自らの侵略）に対する安全保障を含んでいない、② 米国は非米州諸国の侵略を甘受してきたし、また容認しないという保証はない、③ モンロー主義はラ米を米国政府の監督下においてきた、というものである。このような経緯から 19 世紀末には（米国主導に依らないラ米諸国の連帯を強調する）ラテンアメリカ主義が台頭した。この意味でラテンアメリカ主義は米州主義の競争者であった（p.426）。米墨戦争を経て、ラ米は米国に対し猜疑心を深め、1886 年コロンビア大統領は「合衆國は他日パナマ運河建設の必要から、この地方を占領するであらう」（p.430）との懸念を示し、ラ米諸国を糾合する会議を呼びかけた。会議の目的は「『合衆國の攻掠的傾向』とヨーロッパ諸列強國民の『不當なる要求』」（p.430）を拒否するためである。1896 年にもエクアドルが主催する非公式会合でモンロー主義の適用は米国の一方的宣言であってはならず、米州公法の制定、モンロー主義の国際法化を要求した。しかしラ米統一運動は政治的統一を欠き、対外問題の処理に関して共通の政策を打ち出せなかった。一方、米国はラ米との親善促進、通商増進のための平和をめざして第 1 回米州会議を呼びかけた。通商問題を議題とし、米州通商局の設置を決めた。以後、米州会議がラ米・米国間交渉の舞台となった。米国は通商、投資の促進を目的にしたのに対し、ラ米側は米国および欧州による支配抑止への保障を要求した。フーヴァー政権は、このようなラ米の要望に応えて 1932 年にニカラグア、ハイチから軍隊を撤収、実質的政府への承認政策を復活して、干渉の緩和を図った。

（16）細木繁『パナマとカリブ海』1944（昭和 19）年

著者の略歴に東京帝國大學農學部農業經濟科卒とある。大東亜戦争が始まり、敵国米国にとって「米州地中海」（p.5）というべきカリブ海とパナマ運河がいかに重要であるかの認識を深めるべきであると述べ、本書ではカリブ海の概観、発見から植民地期、その崩壊から米国による制覇までを略記する、としている。

ラ米のスペイン植民地からの独立に際し、欧州列強の干渉への懸念を表明したのがモンロー主義であった。当時未だ幼年期にあった米国は、欧州に武力で対抗する意欲も自信もなく、単なる一宣言に止まっていた。今世紀初頭に至り、英の勢力を一掃して、カリブ海を「米國の内海」（p.3）とした。パナマ運河建設後はその防衛のため、カリブ海の掌握が絶対的に必要となった。さらにベネズエラとコロンビアの大石油資源の開発がこの地域の意義を高めた。当初の武力介入を濫用する棍棒政策が反米機運を醸成したため、ローズヴェルト大統領の時代に「名」は善隣政策と改められたが、モンロー主義は依然としてカリブ海を貫いて南方に向かう米州制覇の道具であった。

対英米戦争が始まって 1 年有余が経つが、日本の戦略としてはラ米の南から北上する進攻路が有効である。ペルー、コロンビア、ベネズエラの油田を確保しつつ進攻ができる。しかしこれらの国は米国が主導する米州主義の翼下にあって米州共同防衛の名の下に多数の米国兵が駐留している。またパナマ運河は南米から中米に至る咽喉部であり、中米カリブ海を守り、敵空軍から米国本土を守る最前線防衛基地となっており、米国の生命線である。

（17）『ラテンアメリカ總攬』1944（昭和 19）年

本書の編集には海本徹雄（委員長）、野田良治（委員）が関わっている。第一部「ラテンアメリカ概説」11 章が「ラテンアメリカ諸國と米國」となっている。

同一州内に隣接するラ米諸国の安危は、必然的に米国の安危に影響する、との認識がモンロー主義の本音である。米西戦争以後は積極的にラ米に乗り出し、帝国主義政策を実施した。ラ米には英･独が先行していたが、第 1 次大戦を契機に米国が投資額、貿易量において欧州列強を上回った。しかし独の国力回復、とくにナチ政権によるラ米進出に脅威を抱いた米国政府は、ラ米を糾合して西半球共同防衛をめざして 1936 年に特別米州平和会議を招集した。しかし共同軍事行動については亜・伯・智の ABC 三国・ペルーの反対によって否決された。日米開戦後は米州共同防衛ブロックの結成が推進された。ただ亜･智両国はこれに同調していない（1942 年 12 月現在、p.56）。

結びに代えて

戦前日本におけるラ米調査、研究の視点からの米州関係文献はほぼ網羅できたと思う。米州関係はモンロー主義を軸に展開された。モンロー主義から派生する米国の拡張政策（カリビアン政策、棍棒政策、ドル外交）は、協調政策（米州主義、善隣政策）へと転換していった。この転換をどう捉えるかに関して、論者で見解が分かれている。一方は、本質的な転換ではなく、カリブ海政策はすでに完成しており、南米に対しては政治的経済的圧力によって対枢軸国戦略に取り込んでいくとするもの。他方は、米州平等性、連帯主義、民主主義の擁護など米州主義の理想を掲げ、モンロー主義の米州国際法化[9]を図りながら、対枢軸国共同防衛を働きかけるというものである。しかしいずれの立場も究極的にはモンロー主義がラ米支配に利用されてきたとの認識では一致し

ている。

中国に対する米国の門戸開放宣言とラ米囲い込みの矛盾を指摘する論調[10]も多くみられる。日米関係が悪化するに伴い、米国の軍事基地、スパイ活動の取締り、戦略物資の供給などのラ米の役割やラ米各国内の反米、親枢軸の動向に関心が寄せられた。ここでも欧米列強による支配とラ米の抵抗の歴史が語られている。-

注

1）本稿では、ラテンアメリカ調査、研究の分野での戦前米州関係文献を対象とし、米国史、米国政治の分野での戦前文献は取り上げていない。

2）本稿では、対象地域名を「ラテンアメリカ」と表記するが、字数の節約を考えて「ラ米」と略す。各文献がどのような名称を使用しているかを以下に示しておきたい。(1)「南アメリカ」(2)「南米」(3)「記述なし」(4)「中南米、羅甸亞米利加」(5)「中南米、ラテン・アメリカ」(6)「中南米」(7)「ラテン亞米利加」(8)「中南米」(9)「ラテン･アメリカ」(10)「ラテン･アメリカ」(11)「中南米」(12)「ラテン・アメリカ」(13)「ラテンアメリカ」(14)「ラテンアメリカ」(15)「中南米、ラテン・アメリカ」(16)「ラテン・アメリカ」(17)「ラテンアメリカ」

3）(1868 ～ 1960 年)、チリの国際法学者、国際司法裁判所判事（1946 ～ 55 年)。アルバレスの国際法論について中井愛氏は「米州諸国間・ラテンアメリカ諸国間に現に存在する特別な連帯と特別な諸条件を根拠に、米州国際法およびラテンアメリカ国際法が理論上も存在しうるし、さらには現に実定法として存在することを主張・強調する」(中井 2020:124）としている。ただ中井氏は、アルバレスが米州国際法の適応範囲をラテンアメリカに限定している、と解釈している（中井 2020:117 の注 63)。

4）戦争当事国（交戦国）と非当事国（中立国）のあいだの状態（非交戦状態）を採る国をさす。

5）戦後、著者は本書の出版により公職追放となった。
https://www.weblio.jp/content/ 松下正寿　他
2025 年 12 月 12 日 閲覧

6）「本規定は仲裁裁判条約の如き国際約定または『モンロー主義』の如き一定地域に関する了解にして平和の確保を目的とするものの効力に何等の影響なきものとす」
「国際連盟規約」https://ja.wikisource.org/wiki/　2025 年 9 月 8 日 閲覧　（旧字体は新字体に書き直している）

7）外務省の外郭組織であるラテンアメリカ中央會の月刊誌で､1941 ～ 44 年に 39 号まで発行された。

8）本稿では「汎米主義」の名称は使用せず、すべて「米州主義」で統一している。本書については表題にしたがって「汎米主義」をそのまま使用する。ただし、会議名は「米州」としている。

9）(中井 2020）は、ボリバルを起源とするラテンアメリカ公法、ラテンアメリカ国際法の思想と歴史ついての傑出した業績である。ただモンロー主義から米州国際法化への系譜が言及されていないのが、残念である。米国自ら国際法化を拒否した経緯はあるが、1933 年以降、米州会議、米州外相会議をつうじて米州共通の法的認識が蓄積されていったのは事実である。

10）柳澤健は「海の彼方では門戸開放、海の此方では門戸閉鎖 !」(『中米及び墨西哥』p.253）というメキシコ一新聞の見出しを紹介している。

本稿で取り上げた米州関係文献

（1） 野々村戒三『南北アメリカ史』（講義録）、早稲田大學出版部、1903 年、［643 頁］。
https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/987983　2019 年 9 月 10 日 閲覧
（2） 石河駒之助『パナマ運河と日米戰爭』太平洋研究會、1913 年、［75 頁］。
（3） 陸軍省調査班編『米國カリビアン政策と滿蒙問題』陸軍省調査班、1931 年、［15 頁］。
https:dl.ndl.go.jp/info:ndlip/pid/1452664 2025 年 4 月 1 日 閲覧
（4） 柳澤健『中米及び墨西哥』平凡社、1933 年、［237 頁］。
（5） 寺西呉郎『中南米を探る』同盟通信社、1939 年、［116 頁］。
（6） 松本正雄『モンロー主義概説』中南米研究所、1941 年、［20 頁］。
https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1439026　2025 年 3 月 1 日 閲覧
（7） 齋藤清太郎『モンロー主義の史的考察』明治書院、1941 年、［141 頁］。
（8） 平野常治、八百嘉忠『中南米研究』海洋文化社、1942 年、［343 頁］。
（9） 大野勝巳『アメリカの對南米政策』朝日新聞社、1942 年、［94 頁］。
（10）松下正壽『米洲廣域國際法の基礎理念』（大東亞國際法叢書Ⅱ）有斐閣、1942 年、［119 頁］。
（11）天野芳太郎『パナマを中心とせる中南米事情』（經濟倶樂部講演）、東洋經濟新報社出版部、1943 年、［25 頁］。
（12）野田良治『ラテン・アメリカの全貌』遠藤書店、1943 年、［313 頁］。
（13）織田和勝『米國の抗戰力とラテンアメリカの資源』ラテンアメリカ中央會、1943 年、［62 頁］。
（14）海本徹雄『新汎米主義と米洲國際法』日本外政協會、1943 年、［587 頁］。
（15）J. F. リッピィ 松本悟朗訳『中南米發達全史』國際日本協會、1944 年、［474 頁］。
［James Fred Rippy, Historical Evolution of Hispanic America, 1936］
（16）細木繁『パナマとカリブ海』（新世界叢書）、目黒書店、1944 年、［196 頁］。
（17）ラテンアメリカ中央會編『ラテンアメリカ總攬』日本外政協會、1944 年、［950 頁］。

参考文献

金澤宏明
2019　「19 世紀後半のアメリカにおける中米地峡運河建設論― クレイトン＝ブルワー条約を巡る制約と建設地論争の膨張論的進展―」『東京情報大学研究論集』、Vol. 22, No. 2, pp. 107-126.
file:///C:/Users/Owner/Downloads/r22-2-1%20（2）.pdf　2025 年 9 月 5 日 閲覧

中井愛子
2020　『国際法の誕生―ヨーロッパ国際法からの転換―』、京都大学学術出版会。

山岡加奈子
2021　「（書評）中井愛子著『国際法の誕生―ヨーロッパ国際法からの転換―』」
『ラテン・アメリカ論集』（ラテン・アメリカ政経学会）、55 巻。

歴史学研究会編
2017　『世界史年表』（第 3 版）、岩波書店。

和仁健太郎
2017　『現代国際法における中立制度の意義と機能』、研究成果報告書
（科学研究費助成事業）。
https://kaken.nii.ac.jp/file/KAKENHI-PROJECT-25780028/25780028seika.pdf
2025 年 5 月 6 日 閲覧

ISSN 2759-0542

BOLETÍN del

Centro de Estudios Latinoamericanos
de la Universidad de Estudios Extranjeros de Kyoto

Centro de Estudos Latino-Americanos
da Universidade de Estudos Estrangeiros de Kyoto

2025

‹ARTÍCULOS›

La expansión y integracion territorial de los mexicas en el Istmo de Tehuantepec
..... Munehiro KOBAYASHI 1

A literatura nordestina do Brasil e a figura feminina resistente: através do romance *São Bernardo*, de Graciliano Ramos
..... Masayuki KIBE 23

‹ESTUDIOS PRELIMINARES›

Presentación de literatura relacionada con las relaciones interamericanas en torno a la Doctrina Monroe en el Japón de la preguerra
— De la Doctrina Monroe al Panamericanismo —
..... Toyoharu TSUJI 43

Los museos comunitarios y la política museística en Centroamérica: comparación de los casos de Nicaragua y Costa Rica
..... Asuka SUGIOKA 59

‹NOTAS DE INVESTIGACIÓN›

Daños al Patrimonio Arqueológico y su Tratamiento Sancionador: análisis del DS N°005-2019-MC
..... Hironori OTANI / José Antonio ONOFRE MAYTA 77

‹RESEÑA DE LIBROS›

American Empire: A Global History, por Anthony Gerald Hopkins (Kan Hideki, Mori Takeo, Nakajima Hiroo y Kami Hideaki tr.)
..... Takashi USHIJIMA 101

Vol. 25